

第5号議案

中間市手数料条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

中間市長 福田 浩

中間市手数料条例の一部を改正する条例

中間市手数料条例（平成12年中間市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表1（1） 戸籍の表を次のように改める。

（1） 戸籍

名称	手数料を徴収する事務	単位	手数料の額
1 戸籍の謄抄本又は戸籍証明書（広域交付により交付するものを含む。）の交付手数料	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき	450円
2 除かれた戸籍の謄抄本又は除籍証明書（広域交付により交付するものを含む。）の交付手数料	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	1通につき	750円
3 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	350円
4 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	450円
5 届出若しくは申	戸籍法第48条第1項（同法第117	1通につき	350円

<p>請の受理の証明書の交付、届書その他の書類の記載事項証明書の交付又は届書等情報の内容の証明書の交付手数料</p>	<p>条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1通につき</p>	<p>1,400円</p>
<p>6 届書その他市長の受理した書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料</p>	<p>戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき</p>	<p>350円</p>
<p>7 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料</p>	<p>戸籍法120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき</p>	<p>400円</p>

	<p>供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>		
<p>8 除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料</p>	<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき</p>	<p>700円</p>
<p>9 身分に関する証明書の交付手数料</p>		<p>1通につき</p>	<p>300円</p>
<p>10 不在籍証明書の交付手数料</p>		<p>1通につき</p>	<p>300円</p>
<p>11 その他の証明書の交付手数料</p>		<p>1通につき</p>	<p>300円</p>

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

中間市手数料条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表1（第2条関係） （1）戸籍				別表1（第2条関係） （1）戸籍			
名称	手数料を徴収する事務	単位	手数料の額	名称	手数料を徴収する事務	単位	手数料の額
1 戸籍の謄抄本又は戸籍証明書（広域交付により交付するものを含む。）の交付手数料	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき	450円	1 戸籍の謄抄本又は記録事項証明書の交付手数料	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき	450円
2 除かれた戸籍の謄抄本又は除籍証明書（広域交付により交付するものを含む。）の交付手	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基	1通につき	750円	2 除かれた戸籍の謄抄本又は記録事項証明書	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10	1通につき	750円

数料	づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付			の交付手数料	条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付		
3 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	350円	3 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	350円
4 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	450円	4 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5	証明事項1件につき	450円

5 届出若しくは申請の受理の証明書の交付、届書その他の書類の記載事項証明書の交付又は届書等情報の内容の証明書の交付手数料	戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	1通につき	350円
		婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合には、1通につき	1,400円
6 届書その他市長の受理した書類又は届書等情報の内容を表示したもの閲覧手数料	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条	書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき	350円

	項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付		
5 届出若しくは申請の受理又は届書その他の書類の記載事項証明書の交付手数料	戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき	350円
		婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合には、1通につき	1,400円
6 届書その他市長の受理した	戸籍法第48条第2項（同法第117条において	書類1件につき	350円

	の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務		
7 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	戸籍法120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	400円

書類の閲覧手数料	準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務		
7 身分に関する証明書の交付手数料		1通につき	300円
8 不在籍証明書の交付手数料		1通につき	300円
9 その他の証明書の交付手数料		1通につき	300円

	に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		
8 除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき	700円

	<p>組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>		
<p>9 身分に関する証明書の交付</p>		<p>1 通につき</p>	<p>300円</p>

手数料			
10 不在籍証明書 の交付手数料		1 通につき	300円
11 その他の証 明書の交付手 数料		1 通につき	300円